

○入湯税の使途

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）の経費に充てるために課税される目的税です。
刈谷市の決算における、入湯税の充当状況については、下記のとおりです。

【年 度】

令和7年度

【歳 入】

入湯税 2,660 千円

【歳 出】

(単位：千円)					
区 分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他	入湯税	その他
観光振興	157,736	0	598	2,660	154,478
合 計	157,736	0	598	2,660	154,478